



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ニッコンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒岩 正勝
(コード番号 9072 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 佐野 恭行
TEL 03-3541-5330

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 77 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを 4 月 6 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 28 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 28 日 (木曜日)

以上

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数、選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、11名以内とし、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数、選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>3名以上11名以内</u>とし、<u>監査等委員である取締役は、4名以内(そのうち、過半数を社外取締役とする。)</u>として、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づいて選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会は、その決議によってその他の役付取締役を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に通知を発する。</p> <p>ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中からその他の役付取締役を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役に<u>対し、</u>会日の3日前に通知を発する。</p> <p>ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬, 賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は, 株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数, 選任方法)</p> <p>第28条 当会社の監査役は, 4名以内とし, 株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は, 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し, その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社は会社法第329条第3項の規定により, 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え, 株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は, 当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は, 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬, 賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は, <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>, 株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査 役の補欠として選任された監査 役の任期は、退任した監査役の 任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって 常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 監査役会の招集は、各監査役に 対し、会日の3日前に通知を發 する。ただし、緊急の必要のあ るときは、この期間を短縮する ことができ、また、監査役全員 の同意があるときは、招集の通 知を發しない。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段 の定めある場合を除き、監査役 の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令 に定める事項については、これ を議事録に記載又は記録し、出 席した監査役が記名押印又は電 子署名する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会に</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>よって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。監査等委員は、各監査等委員に対し、会日の3日前に通知を發して監査等委員会を招集する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を發しない。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の議事の経過の</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人の責任 第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人の責任 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、第77回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>